

公娼制度ニ関スル件

警 保 局



- 一、廢娼論者ノ主張及之ニ對スル意見
- 二、娼妓取締規則
- 三、大阪府令貸坐敷取締規則
- 四、太政官布告第百九十五号
- 司法省市達第百二十二号
- 太政官布告第百二十八号
- 民法(第九十条)
- 刑法(第二百三十四條、第二百三十五條、第二百三十七條)
- 五、大正十年徵兵花柳病患者十分比順位表

一、娼妓ハ人身賣買ニ依ル奴婢制度ニシテ人  
 身賣買ハ夙々明治五年ノ布告以來  
 廢娼論者ノ主張及之ニ對スル意見

(イ) 嚴禁セラルル所ニシテ現在ニ於テモ刑法第  
 二百二十四條、第百二十五條、第百二十七

條、第百二十八條ニ依リ處四罰セラルル行  
 爲ニ屬シ其ノ事ヲ爲スルニ於テハ事ハ娼妓

ニ關スルト否トシテハ刑四罰ニ處セラル

(ロ) 若シ娼妓稼業ノ際ニ於ケル貸座敷  
 業者トノ契約内容カ人身賣買ノ  
 又ハ自由拘束ヲ爲スモノナルニ於テハ民法

第九十條ノ規定、依リ其ノ契約ハ無  
効タルヘシ

(イ) 娼妓ハ内務省令娼妓取締規則ニ依  
テ警察官署者ニ登録セラルシ其ノ監督  
ヲ受クル自由稼業ニシテ貸座敷業者  
トノ関係ハ主從ノ関係ニ立ツモノニアラス、  
貸座敷業者ハ單ニ娼妓ニ對シ稼業  
ノ爲メ場屋ヲ供給スルモノニシテ娼妓ハ  
其ノ場所ニ於テ自己ノ意思ニ依リ稼  
業ヲ爲スモノナリ、比ノ関係ハ京都ノ  
如ク貸座敷内ニ娼妓ノ居住セサル場合  
ニ於テ最モ明瞭ナリ

(ニ) 娼妓カ貸座敷内ニ居住スル場合ニ於テ  
娼妓ノ自由ヲ拘束スルカ如キ事不能ナリ  
カラシムルハ警察官署ニ注意スルトシテ  
之ヲ現行娼妓取締規則ニ於テ(一)  
娼妓ノ登録ニハ必ず自身出頭シテ之  
ヲ爲スヘク樓主其他他人カ代リテ之  
ヲ爲シ得サル規定(第三條) (ニ)娼妓  
業ノ妨害ヲ爲スヘカサル規定(第六條)  
(三)通信、面接、文書ノ閱讀等ヲ妨害  
スヘカサル規定(第十二條)ヲ設ケ之  
カ違反ニ對シ特ニ嚴重ナル刑罰(三月  
ヲ科シタル所以ノモノ亦之カ爲メ外ナラス

二、公娼ハ花柳病豫防止有効ナラス却テ

危険ナリ

(イ) 公娼存置ノ理由一カ花柳病防止ニ  
 ムエトハ事「實ナリ」而シテ今日迄ノ檢診  
 ノ實際ニ徴スルハ私娼花柳病患者ハ  
 公娼ニ比シテ甚タ多シ  
 (ロ) 公娼ノ検査不十分ナリトハ常ニ唱道  
 セラルル處ナルモ「シテ顯微鏡的検査ヲ公娼トスルモノニアラズ」比較的  
 容易ニ之ヲ発見スルヲ得ヘク多少ノ見  
 落シアリトスルモ全然無検査ニ放置  
 スルハ私娼ト比較シテ豫防止公娼ノ優  
 レルコトハ疑ナシ

(ハ) 最近警視廳及大阪府統計書ノ示ス  
 實例左如シ

大正十一年中警視廳及大阪府統計

大阪府	警視廳		区分	使常診断數	有毒者數	千分比
	娼妓	密着者				
娼妓	四四六	一八四	娼妓	二五七八	九三九四	三六
密着者	一六三	一五六五	密着者	三六五	二三三	二八

(二) 群馬縣之於之壯丁花柳病者率  
 低シトハ廢娼論者ノ唱道スル處ナルモ  
 事ノ實ハ必スモ然ラズ同縣ハ六十  
 三年、於テ全國中十二番目多  
 キアリ

三公娼ノ存在ハ却テ私娼ヲ多カラシム

(イ) 公娼アルカ爲ニ私娼ヲ多カラシムト謂フカ如キ事  
 實ナシ

(ロ) 公娼私娼ヲ共ニ絶滅セシムルヲ得ハ何ヨリナルモ  
 事實ハ然ラズ 公娼ヲ廢止スルニ於テハ當然立  
 ニ代ルヘキ私娼窟ヲ生スルト 群馬縣ニ於ケルカ  
 如クナルヘシ 然ラハ公娼ヲ廢止シテ却テ風俗  
 並衛生上取締上困難ナル 私娼ニ代フルトナ  
 ルシ

四公娼ハ遊客ヲ誘引シ風俗上不都合ナル結果ヲ生ス

(イ) 公娼ハ已ムヲ得ナル必要上認め所ナルヲ以テ實  
 座敷ノ建築、位置等ニ十分注意シ張店ノ

如キハ心ヲ禁止シ客ヲ誘引スル催物ノ如キ亦  
 之ヲ制限シ居ル所ニシテ私娼ニ比シテ風俗  
 上更ニ有害アリトハ認メラレス

### 娼妓取締規則

(明治三十三年十月二日  
 内務省令第四十四号)

沿革 大正元年二月内務省令第一七号改正

娼妓取締規則九ノ通之ヲ定ム

#### 娼妓取締規則

第一條 十八歳未満ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ス

第二條 娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ娼妓稼ヲ爲スコトヲ

得ス

娼妓名簿ハ娼妓所在地所轄警察官署ニ備フルモノトス

娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ取締上警察官署ノ監督ヲ受

クルモノトス

第三條 娼妓名簿ノ登録ハ娼妓ヲラントスル者自ラ警察官署

ニ出頭シ九ノ事項ヲ具シタル書面ヲ以テ之ヲ申請スヘシ

一 娼妓ト爲ルノ事由

二 生年月

三 全一戸籍内ニ在ル最近尊族親、尊族親ナキトキハ戸主ノ

承諾ヲ得タルコト若シ承諾ヲ與フヘキ者ナキトキハ其ノ

事實

四 未成年者ニ在テハ前号ノ外実父、実父ナキトキハ実母、実

父母ナキトキハ実祖父、実父母実祖父ナキトキハ実祖母

ノ承諾ヲ得タルコト

五 娼妓稼ヲ爲スヘキ場所

六 娼妓名簿登録後ニ於ケル住居

七 現在ノ生業但シ他人ニ依リテ生計ヲ營ム者ハ其ノ事實

八 娼妓タリシ事實ノ有無並ニ嘗テ娼妓タリシ者ハ其ノ稼業

ノ開始停止ノ年月日、場所、娼妓タリシトキノ住居及稼

業停止ノ事由

九 前各号ノ外廳府縣令ヲ以テ定メタル事項

前項ノ申請ニハ戸籍吏ノ作リタル戸籍謄本、前項第三号第

四号ノ承諾書及市区町村長ノ作リタル承諾者印鑑証明書ヲ

添付スヘシ

娼妓名簿登録申請者ハ登録前廳府縣令ノ規定ニ從ヒ健康診

断ヲ受クヘキモノトス

第四條 娼妓稼業ヲ禁止セラレタル者ハ娼妓名簿ヨリ削除セ

ラル、モノトス

前項ノ外娼妓名簿ノ削除ハ娼妓ヨリ之ヲ申請スルモノトス

但シ未成年者ニ在テハ前條第一項第三号及第四号ニ掲クル

者ヨリモ之ヲ申請スルコトヲ得

第五條 娼妓名簿削除ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テスヘシ  
前項ノ申請ハ自ラ警察官署ニ先頭シテ之ヲ為スニ非サレハ  
受理セサルモノトス但シ申請書ヲ郵送シ又ハ他人ニ托シテ  
之ヲ差出ス場合ニ於テ警察官署カ申請者自ラ先頭スルコト  
能ハサル事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス  
警察官署ニ於テ娼妓名簿削除申請ヲ受理シタルトキハ直ニ  
名簿ヲ削除スルモトス

第六條 娼妓名簿削除申請ニ関シテハ何人ト虽テ娼妓ヲ為スコ  
トヲ得ス

第七條 娼妓ハ廳府縣令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スル  
コトヲ得ス

娼妓ハ法令ノ規定若クハ官廳ノ命令ニ依リ又ハ警察官署ニ  
先頭スルカ爲外先頭スル場合ノ外警察官署ノ許可ヲ受クルニ  
非サレハ外先頭スルコトヲ得ス但シ廳府縣令ノ規定ニ依リ一  
定ノ地域内ニ於テ外先頭ヲ許ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 娼妓稼ノ官廳ノ許可シタル貸座敷内ニ非サレハ之ヲ  
爲スコトヲ得ス

第九條 娼妓ハ廳府縣令ノ規定ニ從ヒ健康診断ヲ受クハシ

第十條 警察官署ノ指定シタル醫師又ハ病院ニ於テ疾病ニ罹  
リ稼業ニ堪ハサル者又ハ傳染性疾患アル者ト診断シタル娼  
妓ハ治療ノ上健康診断ヲ受クルニ非サレハ稼業ニ就クコト  
ヲ得ス

第十一條 警察官署ハ娼妓名簿ノ登録ヲ拒ムコトヲ得



廳府縣長官ハ娼妓稼業ヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得

第十二條 何人ト虽娼妓ト通信<sup>面接</sup> 文書ノ閱讀 物件ノ所持

購買其ノ他ノ自由ヲ妨害スルコトヲ得ス

第十三條 凡ノ事項ニ該当スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百四

以下ノ罰金ニ處ス

一 虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請セシメタル者

二 第六條第十二條ニ違背シタル者

三 第十條ニ依リ稼業ニ就クコトヲ得サル者又ハ稼業停止中

ノ娼妓ヲシテ強テ稼業ニ就カシメタル者

四 本人ノ意ニ反シテ強テ娼妓名簿ノ登録申請又ハ登録削除

申請ヲ為サシメタル者

第十三條ノ二 凡ノ事項ニ該当スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請シタル者

二 第七條第九條第十條ニ違背シタル者

三 第八條ニ違背シタル者及官廳ノ許可シタル貸座敷外ニ於

テ娼妓稼業ヲ為サシメタル者

四 第十一條ノ停止命令ニ違背シタル者

第十四條 本令ノ外必要ナル事項ハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 本令施行ノ際現ニ娼妓タル者ハ申請ヲ待タスシテ

娼妓名簿ニ登録セラレ、モトス

# 大阪府令

貸座敷取締規則

明治三十三年府令第六十三号

(大正元年十二月一部改正) (数次改正アリ)

第一条 貸座敷ノ営業ハ特ニ定メタル区域内ニ限ルモノトス

第二条 一 貸座敷営業ヲ為サムトスル者ハ九ノ事項ヲ具シ

所轄警察署ノ許可ヲ受ケルニ其ノ営業ノ場所ヲ移轉シ又ハ

支店ヲ設ケムトスルトキ亦同シ

一 借居住所氏名年次

二 樓名又ハ屋号

三 営業ノ場所

四 営業ノ種類

五 営業用家屋ノ平面圖

第三条 一 二 営業用ノ家屋ヲ新築 改築 増築又ハ変更セム

トスルトキハ九ノ書類圖面ヲ具シ建坪五十坪未満ノ木造平

屋建又ハ三十坪未満ノ本建ニ階建ニ係ルトキハ所轄警察官署其ノ他ニ在リテハ當廳ノ認可ヲ受テハシ

一、建物仕様書（仕様書説以畧ス）

二、建物図面（図面様式説以之ヲ畧ス）

建坪五十坪未満ノ平家建物及三十坪未満ノ二階建物ニ在リテハ第三條ノ制限ニ關係ナキ部分ノ仕様書及平面図以外ノ

図面ヲ缺クコトヲ得

第三條 貸産敷ノ構造及設備ハ左ノ制限ニ遵フヘシ

- 一、客室ノ総面積（次室、床間、押入等ヲ除ク）ハ大阪市ニ在リテハ十五坪以上其ノ他ニ在リテハ十坪以上タルコト
- 二、屋上ハ不燃質物ヲ以テ覆葺ヌルコト
- 三、階下ノ床高（地盤以上床板上端迄）ハ一尺五寸以上タルコト

四、天井高（床板上端ヨリ天井廻縁上端迄）其ノ天井板ヲ張ラザ

ルトキハ上部ノ梁下端迄ハ七尺以上タルコト但五坪以上

ノ客室ニ在リテハ八尺以上ト為スヲ要ス

五、階段ノ蹴上尺度ハ七寸以下踏面尺度ハ七寸以上タルコト

六、階段ノ幅ハ三尺以上トシ两侧ニ扶欄ヲ設クルコト但シ階

上ノ面積三十坪以上ノキノニ在リテハ表階段ハ四尺以上

タルヲ要ス

七、既設建物ニシテ階上ノ面積三十坪未満ノモノニ在リテハ

特ニ前号本文階段ノ幅ハ二尺七寸迄減縮スルコトヲ得

八、階段ノ級ハ階上ノ面積二十五坪以上五十坪未満ニ在リテ

ハ二箇所以上百坪未満ニ在リテハ三箇所以上二百坪未満

ニ在リテハ四箇所以上トシ適當ニ配置スルコト

九、客室通路階段ニハ適當ノ採光及換氣設備ヲ為スコト

十、便所、床及床下周圍ノ壁ハ防水材料ヲ以テ築造シ且適當ノ臭氣抜ヲ設ケルコト

十一、客室七室以下毎ニ男女各一箇所ノ消毒室ヲ設ケ外部ヨリ見透シ得セル装置ト為テ床其他ノ設備ハ防水材料ヲ以テ築造シ適當ノ勾配ヲ附シ排水溝又ハ承取溝ニ接続セシムルコト

十二、奥行十五間以上ノ建物ニ在リテハ其終方又ハ側面ニ非常

四ヲ設ケルコト

前項各号ノ外構造ノ強弱設備ノ適否ニ関レテハ特ニ指示スル処ニ據ルヘシ

特別ノ構造設備ヲ為スモノニシテ第一項各号ノ構造設備ニ代ハルモノニ付テハ其ノ制限ニ適セサル又特ニ認可スルコトアルヘシ

第四條 第三條ノ二ノ認可ヲ得タル後其工事完成シタルトキハ當該官廳ニ届出使用ノ認可ヲ受ケルヘシ工事中ト區上標ヲ為シタルトキハ届出検査ヲ受ケ検査官吏ノ承認ヲ經ルニ非レハ爾後ノ工事ニ着手スルコトヲ得ス其ノ他ニ事ニ関レ特ニ指示ヲ受ケタルトキ亦同シ

第五條 營業者ハ異様又ハ目立ツヘキ看板標燈裝飾等ノ設備ヲ為スヘカラズ

第六條 營業者本則ニ違背シ又ハ公安ヲ害シ風俗ヲ紊ルノ虞アリ若クハ他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認めルトキ又ハ

賦金徴收規則ニ背テ納金セサルトキハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルベシ

貸座敷ノ構造設備カ危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ改修又ハ変更ヲ命スルコトアルベシ

第七條 左記各号ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルベシ  
一 營業ノ許可ヲ得タル後六ヶ月以上開業セサルトキ

二 六ヶ月以上休業シタルトキ  
三 前條第二項ノ命ニ従ハサルトキ

第八條 營業者自ラ營業所又ハ支店ヲ整理スルコト能ハサルトキハ管理人ヲ定メ其ノ族籍住所氏名年齢ヲ詳記シ所轄廳長ニ届出認可ヲ受クベシ

第九條 營業者ノ族籍住所氏名標名冠号ノ異動後見ノ終了後

理人營業所並ニ変更及廢業休業復業又ハ營業所若クハ支店ヲ閉鎖シタルトキハ五日以内ニ所轄廳長官廳ニ届出ヲ入シ

親権者及後見人ノ変更ハ新親権者新後見人ヨリ營業者ノ死亡ハ相続人ヨリ届出ヲ入シ 但シ死亡者非戸主ナルトキハ

其死亡ハ戸主ヨリ届出ヲ入シ 親権者又ハ後見人ニ依リテ營業者死後又ハ親権者後見人ノ喪見ヲ届出ルニハ其親権者後見人ニ依リテ市町村長ノ證

明書ヲ添付スベシ 第十條 營業者ハ附録様式ニ依リ遊客人名簿ヲ製シ各事取テ

詳記シ翌々ハ之ヲ遊客人名簿ハ使用後一々年寫保存スベシ若シ之ヲ毀損亡失シタルトキハ五日以内ニ其ノ事由ヲ具シ所

遊興家及民ニ面出ワヘレ

遊土條 遊業者ハ凡ノ各号ヲ遵守スヘレ

一、客ノ需ナキ飲食物ヲ出ササルコト

二、客致若クハ往來ニ於テ通行人ニ遊興ヲ勸メ又ハ車夫其ノ

他ノ者ト謀リ客ヲ誘引シ或ハ広告ヲ為シテ遊興ノ勸誘ヲ

為サ、ルコト

三、學校ノ徽章ヲ着クル學生生徒又ハ十七年未滿ノ者ニ遊興

セシメサルコト

四、遊客ノ面會ヲ求ムル者アルトキハ之ヲ拒ミ又ハ隠蔽セサ

ルコト

五、遊興費ノ抵償トシテ客ノ所持品ヲ受取ラムトスルトキ又

ハ客ノ依頼ニ依リ他ニ入債又ハ賣却セムトスルトキハ本

人ヲ所轄警察官等ニ同伴トシ其承認ヲ受ケルコト

六、粧飾シタル娼妓ヲシテ通行人ノ目ニ觸レシメサルコト

七、遊興人ニシテ金物ヲ盗取リ又ハ自分ノ不相慮ノ金物取リ

所持スルモノヲ失フコトキハ運カニ警察官吏ニ申告スルコト

八、娼妓ヲシテ常ニ別ニ定ムル健康診断ノ規定ニ背カサル様

注意セシメ若シ正當ノ事故ニ依リ検査ヲ受ケルコト能ハ

サルトキハ務業ヲ為サシメサルコト

九、公衆ノ見達シ得ル座敷内ニ於テ遊興ヲ為サシメサルコト

十、消毒室ニハ所轄警察官及民ノ指示ニ従ヒ有效ニ消毒シ得ハ

キ薬液ヲ不断設備シ消毒ニ容易ニシテ且適當ノ温度ト為

シ得ハキ装置トスルコト

十一、所轄警察官及民ノ指示ニ従ヒ消火器又ハ消火劑ノ類ヲ常ニ

こ有效ニ之ヲ保持スルコト

十二 營業用ニ供スル器具ハ白布ヲ被ヒ時々日老消毒ヲ行ヒ且

常ニ清潔ヲ保持スルコト

十三 客ニ供用スル衣類ハ清潔ナルモノヲ用ルルコト

而娼妓ヲシテ不潔ナル衣類ヲ着用セシメザルコト

第十二條 營業者ハ娼妓及此ヨリ取締上ニ關シ臨時ニ命令ヲ

リタルトキハ之ヲ遵守スヘシ

第十三條 營業上ニ就テハ家族同居人及代理人又ハ雇人ノ所為

ト虽モ營業者其ノ責ニ任ス

第十四條 營業者ハ取締規則ニ假名ヲ付シ娼妓ニ込シ置クヘシ

第十五條 營業者ハ娼妓失踪又ハ死亡シタルトキハ登録證ヲ

添テ五日以内ニ所轄警察及此ニ届出ワヘシ

第六條 營業者ハ娼妓ニ付テ本則又ハ別ニ定ムル健康診断

ノ規程ヲ制定スルコトハ所轄警察及此ニ届出ワヘシ

第十七條 營業者ハ親族ニ非ザル娼妓ヲ宿泊セシメ三日ヲ経

過シタルトキハ二十四時間以内ニ所轄警察官署ニ届出ワヘシ

第十八條 一 娼妓取締官署ハ所轄警察官署ニ届出ワヘシ

娼妓ノ所屬警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ其ノ規約ノ改正

變更ヲ要スルトキ亦同シ但シ組合ニ加入セザル者ハ營業ヲ

為スルトキヲ指ス

公益上必要アリト認めタルトキハ所轄警察官署ニ於テ前項規

約ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 一 娼妓ヲ寄寓セシムル貸家兼營業者ハ娼妓ヨリ

支出セシムルノ必要 亦其ノ他ノ費額ハ之ヲ一定シ組合

規約中。規定スルハシ

第十九條 組合ハ貸座敷営業者中ヨリ正取締一名副取締一名  
若クハ二名ヲ選出シ所轄警察官及是ニ届出認可ヲ受クヘシ但  
シ認可後ハ虽モ不適者ト認めルトキハ其ノ認可ヲ取消シ再  
選ヲ命スルコトアルハシ

第二十條 取締ハ貸座敷及娼妓ニ関スル規則ノ改正変更若ク  
ハ命令ヲリケルトキハ其ノ事決テ貸座敷営業者及娼妓ニ告  
知スルハシ

第二十一條 取締ハ貸座敷娼妓ノ名簿ヲ備置キ異動アル毎ニ  
之ヲ整理シ置クハシ

第二十二條 取締ハ娼妓健康診断場ニ出テ娼妓ノ取締ヲ為ス  
ハシ

第二十三條 取締ハ其職務ノ入テ事決ニ関シ本則規定ノ外所  
轄警察官若クハ臨時ニ命令ヲ受ケルトキハ之ヲ遵守スルハシ

第二十四條 第二條ノ一、第二條ノ二、第四條、第五條、第八條乃至  
第十二條、第十四條乃至第十七條ニ違背シタル者ハ二十日以  
下ノ拘留又ハ拾圓以下ノ科料ニ処ス

第二十五條 前條ノ科料ハ犯罪無能力者ニ在リテハ其ノ法定  
代理人又ハ之ニ代ルハキ私人ニ之ヲ適用ス

附 則

第二十六條 既設貸座敷ニ於テ本則第三條ノ制限ニ適合セザ  
ルモノハ將來大修繕又ハ改築ノ場合ニ於テ本則ノ條ヲ構造

スルハシ 租税第一項、第二項、第十一項ノ制限ハ大正二年十二  
月卅一日迄ニ適用スルハシ



第二十七條 本則施行、日ヨリ一月以内若十八條ニ依リ更ニ規約ニ違ハ所轄管官署ニ届出認可ヲ受ケルニ  
 第二十八條 明治三十三年九月大阪府令第五十七號假座敷娼妓取締規則ハ本則施行、日ヨリ廢止ス

(用紙西ノ内)

遊興年月日		族籍住所		職		氏名		娼妓	
自二月十七日 午前七時 至二月十七日 午後十時分 日十五時同		奈良縣平氏 大阪中東區本町一 丁目二番地		丸 五條吉之助		千 子		鳥 目子	
特徴	年齢	特徴	年齢	特徴		年齢		特徴	
		瘡痕アリ	三十二年						

太政官布告第百九十五號 明治五年十月二日

一人身ヲ賣買致シ終身又ハ年期ヲ限リ其主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事ニ付古來制禁ノ處從來年期奉公等種々名目ヲ以テ奉公仕為致其賣買同様ノ所業ニ至リ以テ外ノ事ニ付今可為嚴禁事

一農工商ノ諸業習熟ノ為メ弟子奉公為致候儀ハ勝手ニ候得共年限滿七年ヲ過リ可カラサル事但雙方和談ヲ以テ更ニ期ヲ延ルハ勝手タルヘキ事

一平常ノ奉公人ハ一々年宛タルヘシ尤モ奉公取續者ハ證文可改事

一娼妓藝妓等年季奉公人一切解放可致右ニ付テ人貸

借訴訟總テ不取上候事

右之通被相定候此度可相守ノ事

司法省布達第三十二號

明治五年十月九日

本月二日太政官第二百九十五號ニテ被仰出候次第ニ付在ノ件件可心得事

一人身ヲ賣買スルハ古未判禁ノ處年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ其實賣買同様ノ所業ニ至ルニ付娼妓藝妓等ニ雇人ノ資本金ハ賍金ト看做ス此故ニ苦情ヲ唱フル者ハ取糾ノ上其金ノ全額ヲ可取揚事  
一同上ノ娼妓藝妓ハ人身ノ權利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラス人ヨリ牛馬ニ物ノ返辦ヲ求ムルノ理ナシ故ニ從來同上ノ娼妓藝妓ニ借ス所ノ金銀并ニ賣掛

滞金等ハ一切債ルヘカラサル事

但本月二日以来ノ分ハ此ノ限ニアラス

一人ノ子女ヲ金談上ヨリ養女ノ名目ニ為シ娼妓藝妓

ノ所業ヲナサシムルモノハ其實際上則チ人身賣買

付従前今後可及嚴重處理事

太政官布告第百二十八號

明治八年八月十四日

金錢貸借ニ付引當物ト致候ハ賣買又ハ讓渡ニ可相成物件ニ限り候ハ勿論ニ候處地方ニヨリ間ニ人身ヲ書入致候者モ有之哉ノ趣右ハ嚴禁ニ候條此旨布告候事

但期限ヲ定メ工作使役等ノ勞力ヲ以テ負債ヲ償フハ

此限ニアラス

民法

第九十條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ及スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

刑法

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十五條 營利ノ猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ對中助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ニ準ジテ

大正十二年徵兵花柳病患者千分比順位表

二五	二四	二三	二二	三	二	一	順位
福	滋	茨	北海道	長	京	沖	廳府縣名
島	賀	城	道	崎	都	繩	千分比
一三七五	一三七五	一四四〇	一五〇一	二七〇一	二八二〇	三五九五	順位
			四七	二八	二七	二六	廳府縣名
			山	秋	宮	愛	千分比
			形	田	崎	知	千分比
			四三二	一三〇九	一三一	一三三	

一三  
島  
一三七五  
三  
山  
形  
四三二

大正十二年徵兵花柳病患者千分比順位表

順位	廳府縣名	千分比	順位	廳府縣名	千分比
一	沖繩	三五.九五	二六	愛知	一三.三一
二	京都	二八.二〇	二七	宮崎	一三.一一
三	長崎	二七.〇一	二八	秋田	一三.〇九
四	山口	二六.九六	二九	山梨	一二.九四
五	徳島	二五.五二	三〇	佐賀	一二.五五
六	福岡	二四.六一	三一	岡山	一二.五二
七	鹿児島	二〇.八九	三二	福島	一一.五〇
八	廣島	二〇.八八	三三	鳥取	一一.五〇
九	香川	二〇.七二	三四	東海	一一.三〇
一〇	石川	二〇.一八	三五	兵庫	一一.一〇
一一	千葉	一九.六九	三六	榜	一一.一二
一二	群馬	一九.〇一	三七	和歌山	一〇.八九
一三	島根	一八.九四	三八	岐阜	一〇.一六
一四	愛媛	一八.八九	三九	静岡	九.六七
一五	大分	一七.六〇	四〇	三重	九.三〇
一六	富山	一七.〇七	四一	埼玉	七.九三
一七	大分	一七.〇四	四二	山形	七.八九
一八	神奈川	一六.二一	四三	長野	七.五二
一九	熊本	一五.九八	四四	青森	七.四八
二〇	奈良	一五.四八	四五	新潟	七.一四
二一	島根	一五.二〇	四六	宮崎	五.三〇
二二	北海道	一五.〇一	四七	山形	四.三二
二三	茨城	一四.四〇			
二四	滋賀	一三.七五			
二五	福島	一三.七五			

裏面白紙

太政官布告第百九十五號  
明治五年十月二日  
一、人身ノ賣買致シ終身又ハ年期ヲ限リ其主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事ニ付古來制禁ノ處從來年期奉公等種々名目ヲ以テ奉公位為父其實賣買同様ノ所業ニ至リ以テ外ノ事ニ付今可為嚴禁事

太政官布告第百九十五號 明治五年十月二日

一人身ノ賣買致シ終身又ハ年期ヲ限リ其主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事ニ付古來制禁ノ處從來年期奉公等種々名目ヲ以テ奉公位為父其實賣買同様ノ所業ニ至リ以テ外ノ事ニ付今可為嚴禁事

一、農工商ノ諸業習熟ノ為メ弟子奉公為致候儀ハ勝手ニ候得共年限滿七年ヲ過ク可カラサル事  
但雙方和談ヲ以テ更ニ期ヲ延ルハ勝手タルヘキ事  
一、平常ノ奉公人ハ一年宛タルヘシ尤モ奉公取續者ハ證文可改事

一、娼妓藝妓等年季奉公人一切解放可致右ニ付テノ貸

借訴訟總テ不取上候事

右之通被相定候此度可相守ノ事

司法省布達第三十二號

明治五年十月九日

本月二日太政官第二百九十五號ニテ被仰出候次第ニ  
付在ノ件件可心得事

一人身ヲ賣買スルハ古来判禁ノ處年期奉公等種  
々ノ名目ヲ以テ其實賣買同様ノ所業ニ至ルニ付娼  
妓藝妓等ニ雇人ノ資本金ハ賍金ト看做ス此故ニ苦  
情ヲ唱フル者ハ取立ノ上其金ノ全額ヲ可取揚事

一同上ノ娼妓藝妓ハ人身ノ權利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ  
異ナラス人ヨリ牛馬ニ物ノ返辦ヲ求ムルノ理ナシ故ニ  
從來同上ノ娼妓藝妓ニ借ス所ノ金銀并ニ賣掛